岩手県監査委員告示第52号

監査結果の公表(平成22年岩手県監査委員告示第41号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千 葉 康一郎 岩手県監査委員 樋 下 正 信 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局総務部花巻総務センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成22年5月25日及び同月26日
 - イ 本監査実施日 平成22年7月14日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の随意契約に係る見積合せに当たり、無効	入札及び見積合せにおいては、入札書及び見積書の有効
とすべき見積書を有効なものとして取り扱っているものが	又は無効の判断の検討並びに落札決定に際しての執行者及
1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	び補助者相互による複数回の審査を徹底の上、厳正かつ適
	正な事務の執行に努める。

- 2(1) 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成22年6月29日及び同月30日
 - イ 本監査実施日 平成22年7月29日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
郵便切手の取扱いに当たり、管理確認が不十分なため所	郵便切手受払票により日々の記録を適正に行うととも
在不明となったものが310枚、29,200円あったので、適正な	に、切手の払出し状況及び現有数の確認を複数職員が行う
事務の執行に努められたい。	ことで再発防止に努める。